

## 第4回府中市市民協働推進会議 会議録

- 日 時 平成30年8月23日(木)午前10時～午前11時半  
会 場 市役所北庁舎3階第4会議室
- 出席者 (委員)  
藤江会長、長谷部副会長、荒金委員、池上委員、井上委員、奥村委員、  
木村委員、谷本委員、宮坂委員、吉井委員  
(事務局)  
前澤協働推進課長、金崎協働推進課長補佐兼都市交流担当副主幹兼支  
援係長、新妻協働推進係長、黒田事務職員、高田事務職員
- 欠席者 草郷委員
- 傍聴者 1名
- 議 事 1 開会  
2 議題  
(1) 平成29年度協働事業等評価結果答申(案)の確認について  
(2) 平成31年度提案型協働事業答申(案)について  
(3) 協働に関する条例検討結果答申(案)について  
(4) その他
- 資 料 市民協働の推進に係る取組の進捗状況等についての評価・検証及び協働  
事業提案制度に基づく協働事業の選定等について(答申)(案)

## 1 開会

(会長) 定刻になりましたので、第4回府中市市民協働推進会議を開会いたします。事務局から本日の委員の出席状況などについて、報告をお願いします。

(事務局) 本日はご多忙のところ、本会議にご出席いただき、ありがとうございます。事務局から何点かご報告を申し上げます。

まず、本日の出席状況でございますが、草郷委員から欠席とのご連絡をいただいておりますので、定数11名中10名の委員の皆様には出席をいただいております。

そのため、本会議は有効に成立しておりますことを併せてご報告します。

続きまして、本日の傍聴ですが、現在までに1名のご応募をいただいております。傍聴の許可につきまして、本会議のご判断をいただきたいと思います。

(会長) 委員の皆さんにお諮りしますが、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(会長) それでは、異議がないということですので、傍聴を許可します。

事務局は会場への誘導をお願いします。

(事務局より資料の確認)

(事務局) 最後に、本日の流れについてでございます。

本日の議題については、3点ございます。

1点目が、平成29年度協働事業等評価結果答申(案)の確認について、前回の会議でいただいたご意見に基づき、答申案を作成いたしました。この答申案をご確認いただくとともに、もう少し議論が必要と思われる事項などについて、ご意見をいただき、更なるブラッシュアップを図りたいと考えております。

2点目が、平成31年度の提案型協働事業の答申案について、8月6日に開催された提案型協働事業選考部会における選考結果について、ご報告をいただくものでございます。

3点目が、協働に関する条例検討結果答申(案)についてです。

これまでいただいたご意見を踏まえて、案という形としておりますが、十分な時間をとってご議論いただけておりませんので、本日多くのご意見をいただければと考えております。

事務局からは以上でございます。よろしく願いいたします。

(会長) 最初の議題は「平成29年度協働事業等評価結果答申(案)の確認について」となります。答申までのスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 内容の確定と答申までのスケジュールについてご説明いたします。

次回の会議が9月6日でございますので、この日が最終確認となります。本日の会議でいただいたご意見についても、答申案に反映、修正を行い、

8月31日頃には資料の送付をしたいと考えております。

9月6日の会議の意見を踏まえ、文言調整を行い、最終的に、正副会長のご確認、ご了承をいただいたうえで、市長に答申いただきます。

なお、答申書の提出でございますが、9月中旬に正副会長に代表して行っていただきたいと考えております。

つきましては、内容の確定と答申までのスケジュールについて、本会議のご判断をいただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

(会長) 事務局から内容の確定方法とスケジュールについて、説明・提案がありました。

今回の意見を反映して、資料の修正を行っていただき、8月31日頃には資料の送付があるとのことです。

第5回の会議は最終確認となりますので、議論としては、本日の会議がほぼ最後となります。

次回の会議では内容を確認し、修正箇所なども確認したうえで、その後正副会長預かりと言うことで、内容を確認し、市長に答申するということで進めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(委員) 異議なし。

(会長) ありがとうございます。それでは、早速、議事を進めます。

前回8月1日に実施した第3回目の会議の議事録につきましては、事前にご確認いただいておりますが、修正等でお気づきになることはございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、議事録として確定いたします。

事務局は、前回の議事録及び資料を公開するよう手続きをお願いします。

## 2 議題

(1) 平成29年度協働事業等評価結果答申(案)の確認について

(会長) これより議題に入ります。「平成29年度協働事業等評価結果答申(案)」について、事務局からお願いします。

(事務局) それでは、資料をご覧ください。答申案の構成についてご説明いたします。

構成の概要といたしましては、「はじめに」、「平成29年度府中市協働事業評価について」、「平成31年度提案型協働事業の選考結果について」、「市民協働の推進に関する条例の要否を含めた検討について」、「参考資料」としてあります。

「はじめに」では、諮問事項など、今年度の取組内容について、概要を記載しております。

「平成29年度府中市協働事業評価について」では、構成として、「今年

度の評価に当たって(評価の視点)、「個別評価を通して共通して感じられたこと(総論)」、「個別事業について(各論)」としております。

また、「個別評価を通して共通して感じられたこと(総論)」については、「事業について」、「評価制度について」、「次年度に向けて」、「第三者評価シートについて」としております。

「平成31年度提案型協働事業選考結果について」では、提案型協働事業選考部会における答申案を掲載してございます。

「市民協働の推進に関する条例の要否を含めた検討について」では、これまでにいただいた意見をベースに作成しております。

最後に、「参考資料」として、委員名簿、検討経過、答申案作成に係る各委員からの意見、府中市協働事業等評価制度実施基準、評価シートの様式を添付しております。

本日のゴールといたしましては、この答申案をご確認いただき、修正した方が良い点や、もう少し議論が必要と思われる事項などについて、ご意見をいただき、更なるブラッシュアップを図りたいと考えております。

答申案の形でご提示するのは今回が初めてですから、一つひとつ確認いただきたく、議題1としては、資料の1・2ページの本文と、前回評価結果は確定したところですが、3ページから9ページの評価結果についてご議論いただければと考えております。

なお、文章中で黄色くマーキングしている箇所については、皆様からいただいたご意見を反映した箇所でございます。

恐れ入りますが、資料の17ページをご覧ください。

こちらが、答申案のベースとなるもので、前回皆様からいただいた意見を、一番右の枠の「推進会議における意見等」に記載したもので、その意見をどのように反映したかを色付けして整理しております。

本日いただいた意見も追記し、本文中に反映する予定でございます。

事務局からは以上でございます。

(会長) 本日举行うことは、答申案の確認、つまり修正した方が良い点や、議論が必要と思われる項目について議論し、答申案を肉付けしていくもので、議題1としては、資料の1・2ページの本文と、3ページから9ページの評価結果と、個別に検討をしていくものです。

それでは、委員の皆さん、ご質問やご意見等はありませんでしょうか。

(委員) 「はじめに」の文章の中で条例に関する記載の黒丸部分はどのような文言が入る予定ですか。

(事務局) 14ページでも黒丸になっているのですが、本日の議題3での議論が反映される予定です。

(会長) 2ページの評価制度の最終段落で「前向きに取り組むことができるよう」という表現がありますが、前向きというと今まで前向きではなかった

ように感じるので、違う表現を検討していただきたいと思いました。

(委員) 積極的という表現はいかがでしょうか。

(会長) 評価のグレードをどうするかについても関わってきて、評価の記号が持つ印象との絡みもあると思いますが、いい形にしていこうという評価の記号を工夫するというのも大事だという意見も出ていますので、ネガティブに受け止めることがないような表現が良いと思います。

(委員) さらに積極的に又はさらに前進していくようになど、前に一言付け加えることで、今取り組んでいることを更に良くしていこうという意味になりますので違和感もなくなるのではと思います。

(会長) それでは、「さらに前進して取り組めるよう」という表現でいかがでしょうか。

その他いかがでしょうか。

個別事業について、「ひろげよう！子育てひろばのわ」はB、「ちびっ子ふれあい文化祭」はA、「武蔵府中熊野神社古墳まつり」はAということで、協働事業の評価としてはAが2つ、Bが1つでよろしいでしょうか。

6ページからは、市民提案型協働事業が記載されていますが、「マイ・ベスト・チャレンジ！2017～家族、友人、グループで記録に挑戦してみよう～」がB、『シンポジウム「もっと公園に行こう！」』がAとなっています。8ページの「市民協働啓発動画」はB、「行政提案型協働事業ミニシンポジウム」もBとなっており、A評価が1つ、B評価が3つとなっていますがよろしいでしょうか。

それでは、事務局は議論を踏まえ、修正等をよろしくお願いします。

## (2) 平成31年度提案型協働事業答申(案)について

(会長) 続きまして、議題2「平成31年度提案型協働事業答申(案)」について、事務局からお願いします。

(事務局) それでは、ご説明させていただきます。資料の10ページをご覧ください。

1の協働事業提案制度については、制度の概要を記載しております。

2の協働事業提案制度のながれについては、今年度の提案数やスケジュール等を記載しております。

なお、8月6日(月)に公開プレゼンテーションを実施し、その後庁内の市民協働推進委員会との意見交換会を経て、審査会を開催いたしました。

平成31年度に提案があった事業は、市民提案型協働事業が5事業、行政提案型協働事業が1事業の計6事業で、公開プレゼンテーションは、事業説明8分、質疑応答10分、入替時間2分の、1事業当たり20分で実施しました。

事業概要については、前回の会議においてご説明したとおりでございます

ので、割愛いたしますが、3の平成31年度提案型協働事業の傾向については、いずれの事業も地域課題を捉えており、協働の必要性が高い提案であるとともに、相互理解ができておりました。

なお、提案型協働事業につきましては、9月30日までに答申いただくこととなっておりますので、部会での議決を案といたしまして、本会議にお諮りするものでございます。

以上でございます。

(会長) それでは部会長より、採択に当たっての付帯条件、不採択理由等、選考のプロセスや感想等をお願いします。

(部会長) それでは、答申案の11ページをご覧ください。

部会での選考結果については、記載のとおり、全てを採択といたしました。まず、市民提案型協働事業よりご説明いたします。

1件目の「ミズベリングin府中2019」の審査結果は、「採択」でございました。

主な意見としては、「開催日程や実施内容、開催の目的などを整理し、より高い相乗効果が生まれるよう事業を進めていただきたい。」としました。

2件目の「市民と留学生との相互の異文化コミュニケーション事業」の審査結果は、「条件付採択」でございました。

付帯条件としては、「留学生は東京外国語大学に限定せず、東京農工大学等、広く市内の留学生に周知し、市民が集いやすいエリアで開催すること。

特に、国際交流サロンと連携を図り、事業の整合性を図ること。」としました。

主な意見としては、「地区住民の交流事業等、親睦のみを目的とする事業は対象外であり、現状の内容では対象外となる可能性がある。親睦のみを目的とする事業とならないよう、限られた地域や対象ではなく、他団体との連携によって広く事業を展開していただきたい。」としました。

3件目の「読みきかせフェスティバル」の審査結果は、「条件付採択」でございました。

付帯条件としては、「予算全般を見直し、精査すること。」としました。

主な意見としては、「図書館サービスの充実を図ることができるよう、具体的な方策について協議していただきたい。」としました。

4件目の「認知症への理解を深める学習会の開催」の審査結果は、「採択」でございました。

主な意見としては、「事業目的や対象を明確にし、学習会参加者のフォローアップについても検討するなど、より高い効果が得られるよう協議のうえ、事業を実施していただきたい。」としました。

5件目の「中学生と大学生が学び合うアクティブラーニング・プログラム」の審査結果は、「条件付採択」でございました。

付帯条件としては、「継続性について協議してビジョンを明確にすること。勉強だけではなく、問題を抱える子に対するケアの支援策を明確にするとともに、将来的な展望についても協議のうえ、明確にすること。」としました。

主な意見としては、限られた地域だけではなく、協働によって市内全域に広げられるよう、事業の発展に期待したい。」としました。

続きまして、行政提案型協働事業のご説明をいたします。

「みんなで作ろうバリアフリーマップ」の審査結果は、「採択」でございました。

主な意見としては、「更新時期や周知方法・活用方法を協議のうえ明確にしていきたいと思います。」としました。

今年度の感想といたしましては、全体として相互理解、協働への理解が深まっていると感じました。私からは以上ですが、部会員の方から、補足や感想、ご意見等あれば、お願いします。

(部会員) 部会長がおっしゃっていただいたとおりです。

(会長) ありがとうございます。委員の皆さんご質問等がありますでしょうか。

(委員) 市民提案型協働事業の2件目と3件目についてお伺いします。

2件目についてですが、親睦のみを目的とする事業は対象外とのことですが、具体的な事業内容を教えていただきたいと思います。

また、事業概要に日本人の文化を体験できる企画を実施するとありますが、相互体験であれば、市民も留学生の文化を体験できなければ、相互ではないと思いますがいかがでしょうか。

(事務局) まず、提案内容としては、当団体はこれまでに3回、各出身国の料理や日本の家庭料理を食事しながら、地域の市民と留学生たちがテーブルを囲んで交流するイベントを実施しています。

今回は、この形式を継続するのに加えて、交流会で府中のまつりをはじめ様々なイベントをPRし、スタッフや市民も一緒に参加し、交流会が様々な府中のイベントと出会うきっかけの場となるようにするものです。

元々、東京外国語大学の留学生が地域の方とのふれあいがなく、そのまま帰国してしまう傾向があり、せっかく府中に来ているのであれば、自治会など地域の市民とふれあって、府中のことをもっとよく知って帰国することで、府中が良いまちだったと思っていただきたいと思いますという思いがあり、実施してきたということです。

しかし、対象を東京外国語大学の留学生に限ってしまうと、本制度の対象外事業として、特定の個人や団体のみが利益を受けるものがあるので、それに該当する恐れがあります。

また、交流事業等で親睦のみを目的とする事業も対象外ですので、プラスアルファとして学びなど、広く市民に波及効果があるものでないと、対象外

になってしまいます。しかし、提案の中で東京農工大学や国際交流サロンなど広げていきたいという意向がありました。委員ご指摘のとおり、相互に市民が体験することができるようにするには、団体だけでは限界があるので、より広げていくために、国際交流サロンで様々な取組を実施している協働推進課の都市交流担当と協働で実施する意義があるということで採択となりました。

(委員) 具体的に、市民が参加する機会がありますか。

(事務局) あります。今までは、イベントの周知は口コミでしたが、協働することで広く市民に周知することができます。

(委員) 広報ふちゅうで市民の参加を募るなどの周知が必要だと思います。そうでないと、限られた市民の活動になってしまうと思います。

(事務局) 委員がおっしゃるとおり、そうになってしまうと協働で実施する意義がなくなってしまうので、広く市民に周知する必要があると思います。

これまでの取組の中で、留学生と市民がふれあうことで、市民も外国についての理解が広がりますので、学校や関わってくれる人も広がっていくことで、国際化への推進にもつながっていくということも考えられます。

(委員) ありがとうございます。

それでは、3件目についてですが、付帯条件として予算の精査とありますが、具体的に教えていただいてもよろしいでしょうか。

(事務局) 当事業についての予算額が約250万円ということで、非常に大きい事業でございます。その中で、自己資金が約79万円、協賛金が約50万円、ワークショップの参加費が75万円ということで、果たしてその規模で実施できるのかということがありました。

(委員) 付帯条件を満たす問題解決が期待できるということでもよろしいでしょうか。

(部会長) はい。実は、自己資金の約75万円について、団体に継続していけるか伺ったところ、実際は半分以下で抑えることができるという話だったので、ざっくりとした予算ではなく、ちゃんと精査して予算書を提出して欲しいということで、付帯条件としました。

(事務局) もともと協賛金も約50万円ということで、最初からもらえることを前提としていて、ざっくりとした予算書になってしまったのかと思います。

(会長) 2つの事業について質問がありました。その他にいかがでしょうか。

(副会長) 引き続き、3件目の読み聞かせフェスティバルについてお伺いします。

非常に規模が大きい企画だと思いますが、おはなしキャンプという団体は、大きな企画を実施している団体なのですか。

(事務局) 市内読み聞かせ実施団体による、読み聞かせ、紙芝居・劇・パネルシアター、手遊び、工作や体験などのワークショップ、絵本交換会、子ども向け絵本の販売という内容で、4年前から実施しておりまして、初回は約25人の参加から昨年は約680人の参加があり、関わる団体も増えているというこ

とで、年々グレードアップしています。

一昨年の活動費が77万円で、昨年が110万円、今年が200万円とどんどん増えています。

また、これまで実施している中で、市内の読み聞かせ団体とのつながりや、市民のニーズがあり参加者が増えているということで、この規模での実施は可能だと伺っています。

(会長) フェスティバルということですが、数日間に1回の企画ということでしょうか。

(事務局) 4月の子ども読書週間を含む前後と、10月の府中市制定子どもの読書週間又は読書週間前後の2回実施する事業です。

(会長) その他にいかがでしょうか。

(副会長) 5件目の中学生と大学生が学び合うアクティブラーニング・プログラムについて、条件付き採択ということですが、この事業は今まで何回か実施しているもので、さらにブラッシュアップするための付帯条件ということでしょうか。それとも、新規の事業か教えていただけますでしょうか。

(事務局) NPO法人地域教育ネットとNPO法人府中市民活動支援センターの2団体が1つの事業をご提案いただいたもので、元々、NPO法人地域教育ネットが東京外国語大学、浅間中学校、第九中学校と、NPO法人府中市民活動支援センターが東京農工大学、第五中学校と取り組んでいました。

いずれも、中学校からNPO法人に相談があり、それぞれ実施している実績があります。

ただ、それぞれの学校・NPO法人で実施していくのではなく、全市的に広げていきたいという思いがあり、今回提案をいただいたところでございます。それぞれが、課題を解決してきたノウハウがある中で、各学校にヒアリングを実施し現状を把握したうえで、市内に広げていくために、今回提案をいただきました。

(副会長) このような事業は、中学生が大学生に教えてもらうといった学習支援が多いですが、お互いが学び合うということで、大学生の学びになるのか不安に思いました。

(事務局) 年齢が近い大学生が、引きこもりなどで学ぶことが難しい中学生に対して教えるということは、教え方などを学ぶきっかけになり、中学生としても、この事業を通じて居場所を見つけて、学校に通えるようになったなどお互いにメリットがある事業でございます。

(会長) アクティブラーニングは最近流行っていて、先生が一方向的に話す講義形式ではなく、学生がフィールドに出て学ぶなど様々な内容があり、学び合うということで良い形式だと思います。

平成31年度提案型協働事業の選考結果について、条件付きを含めて6件すべて採択ということで、よろしいでしょうか。

(3) 協働に関する条例検討結果答申(案)について

(会長) 続きまして、議題3「協働に関する条例検討結果答申(案)」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、ご説明いたします。

恐れ入りますが、資料13ページをご覧ください。

構成としては、1 検討の背景、2 調査結果、3 検討結果としております。

2の調査結果については、国内の状況、人口規模が同程度の自治体9市の状況、先進自治体(長崎市)の状況、都内(大田区及び狛江市)の状況の概要を記載しています。

3の検討結果について、前回いただいたご意見をもとに作成したところでございますが、本日はたくさんのご意見をいただき、更なるブラッシュアップをしていきたいと考えております。

なお、前回の会議でいただいたご意見のとおり、参考として、調査結果に長崎市の状況を加えたものを作成いたしましたので、適宜ご参照ください。事務局からは以上でございます。

(会長) ありがとうございます。それでは、条例について検討していきたいと思えます。委員の皆さんご質問、ご意見はありますでしょうか。

答申案の14ページに検討結果ということで、前回までに出された意見を整理していただいておりますので、議論をするうえで、論点になると思えます。

様々な自治体の調査結果についても、見やすい形で併記していただいておりますが、府中市の場合、条例を制定しなければ進まない状況があるのか。あるならば、どのような内容を盛り込む必要があるのかを考える必要があります。条例がなくても、協働が進んでいくということであれば、条例の可否に関する判断につながると思えますが、条例がなくても協働が進んでいく仕組みをどのように作っていく必要があるのかについての判断が示される必要があると思っております。検討結果としての論点は、その辺りが一つあると思えます。

(委員) 資料や今までの議論を踏まえて考えますと、条例を制定した場合、大きな推進力になりうると思えますので、条例の制定をポジティブに捉えています。

条例制定を前提に、長崎市の事例を見ると、条例を制定したが、政策部門と運用部門の連携がうまく回っていないことにより、市民に協働の理念が広がっていないという指摘がありました。

そのため、府中市では条例を制定するとなれば、制定後の運用方法について、予め政策部門と運用部門が条例の制定前から連携して、調整・検討していくことが必要だと思えます。

(委員) 平成26年の5月に府中市市民協働の推進に関する基本方針が制定され、5年近く経っており、市内でも多くの協働事業が実施されています。

今後、協働事業を続けていくうえで、役割をはっきりと決めたものとして、条例を制定した方が良いと思います。

一方、条例を制定すると、締め付けにつながる場合があるので、締め付けにならないような、条例を制定し、その後条例をどのように展開していくかということで、細かい部分は追加していけば良いと思います。

いつまでも条例を制定するかどうかの検討をしても仕方ないと思います。

また、どれだけ他の自治体を調査しても、府中市のことは府中市で考えていく必要がありますし、いつまでたっても検討で終わってしまうので、期間などをある程度決めて動き出していく必要があるのではないかと思います。

(委員) 付加条例よりも、単独条例の方が良いと思います。協働を明確にするためには、単独条例にして政策部門と運用部門を分担した方が良いと思います。

(副会長) 私はどちらかといえば、今までの議論とは逆の意見で、あっても良いけど、なくても良いと感じています。条例を制定した自治体の成果を見ると、現在府中市が行っている取組と、そう変わらないと思います。

例えば、長崎市の協働を推進するための取組として効果があった取組で小学生による「まちづくり」アイデアコンテストがありますが、今の府中市の枠組の中で実施できないかと考えると、できるのではないかと思います。

条例を制定するにあたって、どの程度労力やコストが掛かるのかは分かりませんが、条例を制定した結果、他の自治体の実施している取組で今府中市が実施している取組と違う取組があるわけでもなく、できてしまうのであれば、そこに投資する必要があるのか疑問に思いました。

ただ、否定的に考えているわけではなく、条例を制定することによって、庁内の取組に拍車がかかったり、職員の意識が変わるなら条例を制定しても良いと思いますが、現状徐々に協働に対しての意識が庁内で広がっているのであれば、条例を制定する意味はあるのだろうかと思いました。

(委員) 私も条例について、労力とお金の点では疑問を持っていますが、協働を推進するために、周知が広がらないことが課題にあると思います。

条例を制定する過程の中で、市民や市職員が理解を深めることができないかと思うので、条例を制定することには賛成です。参加することで、問題意識などが出てくるので、やり方を工夫して様々な市民や市職員が参加しながら、市民協働が何なのかということからスタートして、自分にできることについて考えて、気付きになるような制定の過程があると良いのではないかと思います。

また、内容についても、締め付けてしまうのは違うと思います。理念だけではなく、例えば、市民から柔軟な協働事業が提案できるなど具体的に市民が主体的になれる仕組みについても入れ込むと良いと思います。

協働事業提案制度も、現状どうしても期限があり、来年度の予算に合わせ

た時期での申込みとなりますが、市民活動は楽しく実施しないと継続できない部分があり、中には急な課題に対応するための発想やアイデアなども出てきますので、例えば、基金を設置するなど時期に捉われず提案できるような柔軟な仕組みも必要だと思います。

条例は難しいものではなく、子どもたちにも分かるよう、教育の場でも活かせる内容であり、制定後も見直しができるような仕組みがあると形骸化しないのではないかと思います。

さらに、市民活動センターにも関わってもらいながら、市民とともに作りあげる条例となれば良いと思います。

(会長) ありがとうございます。本日は議論として最後の場ですので、各委員からご意見をいただければと思います。

(委員) 条例を制定するためにどれだけの労力とコストがかかるかは分かりませんが、府中市には何かしたいと思った時に、気軽に相談できる窓口があって、今のところ阻害する要因はないと思います。

ですが、阻害する要因があって、条例がないと排除できないということであれば、条例を作る意義が出てくると思います。どちらかというところ、その前の段階で、ガイドラインやマニュアルで排除できて、どんな市民でも協働について公平な知識を持って市役所にアプローチができるのであれば、良いのではないかと思います。

(委員) 市民に周知するために条例でなければいけないのであれば必要だと思いますし、他の方法でできるのであれば必要ないと思います。

(委員) 提案型協働事業選考部会に出席して、協働事業の中で、単発事業と継続事業に分かれています。できるだけ継続性の持った事業を提案してもらうことが大事だと思います。

条例は堅苦しい印象なので、先ほど委員がおっしゃったようなガイドラインやマニュアルなどが良いと思います。

自治会活動では、協働が必要な時が多々あります。地域の中で協働が生まれてくれば、より良いまちとなりますし、その時に、堅苦しい言葉ではなく、分かりやすく提案できるような、条例、ガイドライン、マニュアルがあれば良いのではないのでしょうか。

(委員) 以前から条例の制定には賛成でしたが、市民協働推進本部が市民協働推進部に組織改正したりなど、行政も変わってきており、無理して条例を制定しなくても、浸透してきていると思います。市民も協働という言葉は知らなくても、色々な問題を他人事ではなく自分事として関わってきていると感じていて、条例を制定しなくても協働は自然と浸透していくと思っています。

ただ、これを時代のものではなく、普遍的なものとして、時代が変わっても協働がスタンダードなものということであれば、制定しても良いと思います。

(会長) 会長という立場ですが、個人的な意見を述べさせていただきます。

明治大学は、成田市と社会人大学の取組を行っていますが、協定を結んでいません。市民も企画側になり、継続しています。条例などの決まりがあってもなくても形骸化しないことが重要であり、大事なものは、マンパワー、継続する意思や柔軟な使い方ができる予算などの仕組みだと思います。

条例を制定することが目的ではなくて、具体的な仕組みづくりや受け皿づくりの方がルールや決まりよりも継続性を保証するという意味では大事だと思います。

府中市の場合は条例がなくても、積み上げてきていると思います。総合計画の記載も大きく変わっていますし、行政としても市民協働推進部が横串をさして取り組んでいられていますので、縦と横の糸を機能させることが、先ほど委員がおっしゃっていただいた条例制定前の調整と重なっていると感じました。

準備やスケジュール、何年がかりで検討していく必要があるのかなどの部分を検討していただきながら、実質的な部分をより厚くしていくことを求めていくのが良いと思います。

(委員) 資料に添付されている補助金交付要綱が条例のようなものと思います。

協働事業提案制度や府中市市民協働の推進に関する基本方針もあり、十分で、あえて今条例を制定しなくても良いと思います。

これらの制度などをもっと周知するかを考えていく必要があると思います。

条例はメリット、デメリットをじっくり考える必要があると思います。

ただ、いずれは条例を制定する必要があるとあっていて、条例を制定することで、浸透しやすくなることがありますので、時間をかけながら制定することを考える必要があると思います。

(会長) 府中市の場合、府中市市民協働の推進に関する基本方針をはじめとして網羅されています。各委員のご意見を伺うと、協働としてスムーズに進めるには課題もあり、事業や地域によっても違いがあることを踏まえながら、具体的な課題を解決するための取組を今の組織の下で実施するとともに、シンボリックな意味での条例ではなくて、実質的な内容を反映した条例を府中市は目指していくことができると考えています。

形骸化させてはいけないという意味では、活かしていくために、より進みやすい仕組みを工夫するとともに、条例の制定については、検討ばかりではいけないので、必要となった時に進めることができるようなスケジュールを検討いただくということではいかがでしょうか。

(委員) 皆さんの意見を伺っていて感じましたが、議論を重ねても次のステージに進めないですし、協働について推し進めていくうえで柱となり、方向性を示すものとしても力があると思いますので、制定を考えた方が良いと思います。

(委員) 自治会活動をやっていますが、協働という言葉が出る前から、取り組んでいました。

どのようなルールも完璧ではないので、一度形を作り、周知していく中で、修正しながら進めていく方が良いと思います。

(副会長) 条例には、具体的に今とどう変わるのかということだけではなく、不変的な方向を示したり、シンボルとしての価値もあると思う部分は参考にできると思いました。

制定できると対外的にアピールできることも一つありますし、それに対して市民が、自らが住んでいるまちについて意識を高めるきっかけになると思うと、市民が一步先に進めるのであれば、そういう条例の価値もあると委員の皆さんのご意見を伺って思いました。

(委員) 条例ありきで進めるのか、もっと積み上げて熟してきたときに条例を制定するかの違いと条例がそもそも必要ないのではということもありますが、タイミングが一番重要だと思います。

(副会長) 協働推進課が組織として位置付けられ、協働事業提案制度などを実施していて、積み上げがなされている時点なので、今条例を制定する必要もないと感じています。一方、今を逃すとできないこととも考えられます。

(会長) 検討結果としてまとめるに当たって、条例を制定する方向で検討するのか、現状では条例は必要ないとするのか、又は両論平均というのがありますがいかがでしょうか。

(事務局) ある程度の方向性は示していただきたいと思っています。

ただ、皆さんから様々なご意見をいただきましたが、基本方針や行動計画の策定や、総合計画の中で主要課題として市民との対話という部分で協働の取組を展開している中で、協働の意識が市民にも職員にも浸透してきていますし、協働推進課でも職員研修など協働に対するスキルアップの取組を実施しています。

基本的に条例は総論で、その下に規則や要綱、基準、ガイドラインなど各論をいかに効果的に築きあげるのが重要です。委員ご指摘のとおり、条例を制定するのであれば、色々なセクションに課題があるので、まずは政策部門や色々な部門と話し合う時間が必要になってきます。

条例を制定するに当たっては、費用はそれほど掛かりませんが、労力が掛かり、府中市の職員全員が協働に対する考えをまとめていないまま条例を制定してしまうと、縛られてしまうと個人的には感じていますが、皆さんからご意見いただいたことは、やらなければいけないことであって、一番重要な課題であることは認識しています。

色々なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

(会長) 2期目としての答申ですので、次年度以降を縛るものではありません。

元々協働で実施していたものがある一方で、改めて行政と連携して取り組

む時に協働についてのガイドラインが必要ですし、事業毎に協働の形が違うので共通認識を持つということが必要です。

検討結果としては、少し先となりますが、今取り組んでいる結果が見えてきて、どの程度進んでいるか、進んでいないのであればその理由を明確にし、進めていくためには条例が必要なのかを改めて判断できると思います。

したがって、現時点の方向性として条例を制定するというを外すわけではありませんが、もう少し先の方が判断材料が揃って妥当な結論を出せると思います。本日の会議で共通認識としてあるのが、実際の協働事業の中にある課題を今の組織やルールの中で、どうやって解決するかについて担当課を中心に、進めていただきたいと思います。

また、世代交代はどの地域・社会でも課題となっていて、協働事業の継続性にとって重要で、マンパワーを含めて協働事業のガイドラインやマニュアルを積み上げていって、誰が代わっても引き継いでいくことが、取組を継続させていくためには一番重要だと思います。

その点についても検討結果の背景にある部分として、今後後期総合計画の部分で具体化されていくかということを見ていく中で、条例について判断するという文脈で検討結果を事務局で検討していただいて、次回の会議で確認していただくということでもまとめさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

(委員) 異議なし。

(会長) ありがとうございます。

それでは、議題3「市民協働の推進に関する条例検討結果について」、事務局は、修正等をお願いします。

それでは、議題4のその他として事務局から何かありますか。

(事務局) 事務局から、2点ございます。

1点目が、前回の会議の中で、ボランティア休暇の取得は、どのような事業であったかというご質問について、職員課に確認いたしましたので、報告します。

内容としては、全て保育所等の事業におけるボランティア活動とのことでした。

2点目が、次回の会議の日程についてです。

9月6日(木)午後2時から、本日と同じく北庁舎3階第4会議室で行います。

内容といたしましては、1点、答申(案)の確認でございます。

(会長) それでは、次回の会議は9月6日ということで、よろしくをお願いします。他になければ、以上をもちまして、閉会いたします。お疲れさまでした。

以上